

尾張旭市監査公表第 2 3 号

令和 7 年 2 月 2 6 日付け尾張旭市監査公表第 1 6 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 7 年 3 月 1 2 日付け 6 秘第 6 4 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 2 8 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

市長公室秘書課・健康都市推進室

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成 2 5 年尾張旭市規則第 3 号）第 2 3 条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和 5 年度は一部のものにしか実施していなかった。 物品管理事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を図るとともに、使用中の備品及び備品台帳の検査を行った。 検査後、既に廃棄された備品については、物品出納員に協議を行い、廃棄手続を行った。 今後は、尾張旭市物品管理規則に基づき、物品管理者が毎年 1 回、全ての使用中の物品及び備品台帳について確認、検査する体制を整備する。
尾張旭市決裁規程（昭和 3 7 年旭町規程第 1 号）により、使用料及び賃借料で 1 0 0 万円を超え、5 0 0 万円以下であるものの支出負担行為は、部長の専決事項とされているが、公用車賃貸借契約については、その契約額が 1, 8 3 4, 8 0 0 円であるにもかかわらず、課長の専決により契約を締結していた。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を図った。 今後の再発防止に向け、担当者及び上司で再度尾張旭市決裁規程を確認し、適切な事務を実施する。
第 2 0 回健康都市連合日本支部大会参加に係る大型バス借上業務において、受託者に請書を提出させたが、委託内容について「別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、同書には別紙仕様書が添付されていなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を図った。 今後の再発防止に向け、請書の受取時には、請書の記載内容等について相手方と共に確認を行い、添付資料の漏れ等がある場合には、必要に応じて再提出を求めることとするほか、複数の者で確認することにより、チェック体制の強化を図

	る。
令和6年度あさびースマイルウォーキング開催業務委託について、コースマップ作成委託一式など当該業務に必要な5項目に係り、消費税を含んだ合計が297,000円であるにもかかわらず、当該合計の下に「≒300,000円」とした上で「御見積金額合計300,000円」とした見積書を提出した者を採用し、契約金額300,000円で契約を締結していた。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で書類の審査事務の見直しと周知徹底を行った。 また、今回の契約については、再度見積り依頼を行い、適切な金額で変更契約を締結し、不要金額の戻入を行った。 今後の再発防止に向け、書類審査については必ず複数の者で審査にあたることにより、チェック体制の強化を図る。
令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、第20回健康都市連合日本支部大会参加に係る大型バス借上業務及び令和6年度あさびースマイルウォーキング開催業務委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。 市の方針に沿った事務処理を実施されたい。	押印が必要な書類についての庁内通知文書の再確認及び課内の情報共有を実施した。 また、今回の契約相手方については、代表者印の押印の必須について連絡を行った。 今後の再発防止に向け、見積書及び契約書については、社印等ではなく代表者印の押印があることを確認し、目視で分かりにくい場合は、相手方に確認を行い、必要に応じて再提出を求めることとする。
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度公用車賃貸借契約及びWHO・健康都市連合提出用論文等翻訳業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。 ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	指摘後、提出忘れであったため速やかに随意契約内容を総務課へ送付し、現在は公表されている。 今後の再発防止に向け、決裁後速やかに総務課に依頼を行うとともに、担当者と上司で当該ホームページの掲載を事後確認する。